

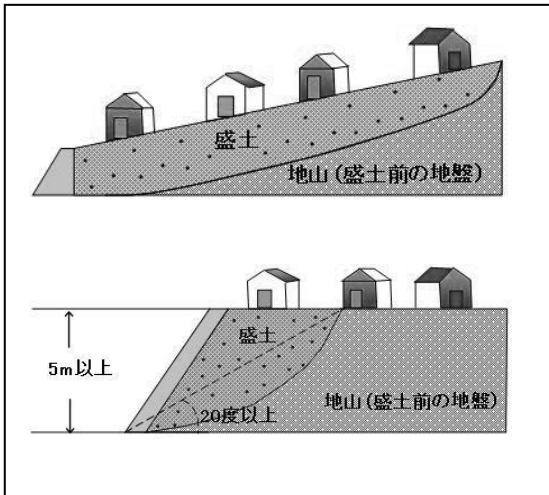
# ハザードマップのあり方と黒潮町の取り組み

西 田 隆 二

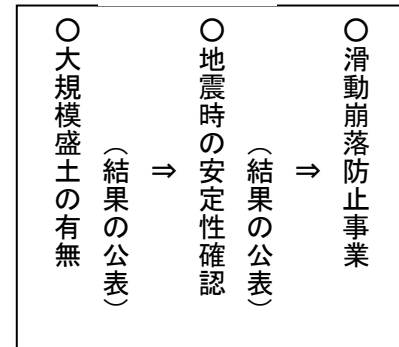
## 1 大規模盛土造成地マップ

- ・ 谷埋め型大規模盛土造成地 盛土の面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上のもの
- ・ 腹付け型大規模盛土造成地

2006年 宅造法改正 京都市 245 箇所 ※横浜市 3271 箇所



### 事業の流れ



### 大規模盛土造成地マップ公表状況

	市区町村数	割合
全市区町村	1,741	100.0%
大規模盛土造成地の有無等について未公表	415	23.8%
大規模盛土造成地の有無等について公表	1,326	76.2%
大規模盛土造成地が存在しない旨の公表	689	—
大規模盛土造成地マップの公表	637	—
大規模盛土造成地の地盤調査等を未完了	604	—
大規模盛土造成地の地盤調査等を完了	33	—

国土交通省 2019年9月2日現在

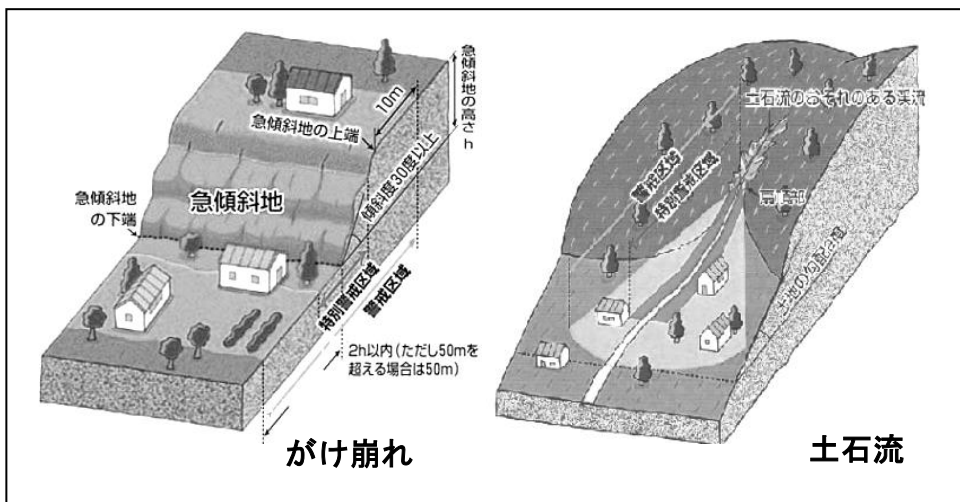
## 2 土砂災害防止法

- ・ 名称 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」
- ・ 施行 2001年4月1日 ※1999年広島災害
- ・ 土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転勧告等のソフト対策を推進する。
- ・ 主な制限

宅地建物取引重要事項説明書への記載義務

特別区域 特定開発行為に対する許可制・建築物の構造規制 ※警戒区域 私権制限なし

### 指定状況



北区	(10 地区 365 箇所)
左京区	(20 地区 600 箇所)
山科区	(8 地区 128 箇所)
右京区	(14 地区 1016 箇所)
西京区	(9 地区 166 箇所)
伏見区	(11 地区 216 箇所)
東山区	(8 地区 65 箇所)
※	上京区、中京区、下京区、南区はありません。

2017年3月31日現在

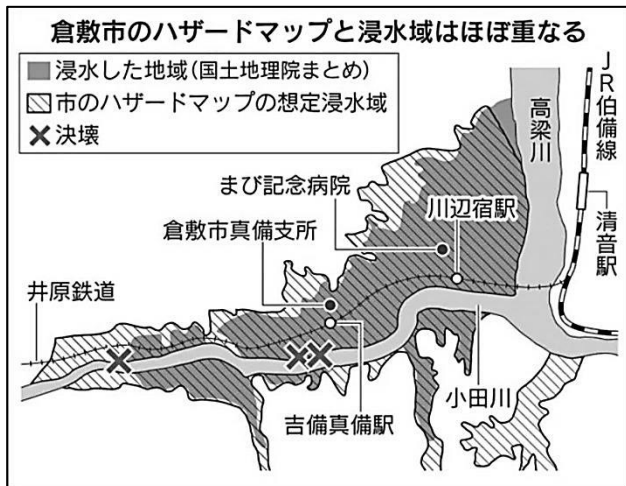
### 3 水害ハザードマップ

- ・ 京都市 2019年4月4日発表
- ・ 京都府作成 「千年に1度」豪雨想定、桂川や天神川の氾濫による家屋の倒壊や流失が予想される区域を明らかにした。「ハード対策で防ぎ切れないような大洪水も必ず発生するという意識を住民らと共有したい」（京都新聞）としている。
- ・ 水防法等の一部を改正する法律（施行日 平成29年6月）

京都市防災危機管理室 2018年5月発行



日本経済新聞 2018年7月11日



**凡例**

**洪水浸水想定区域**  
 想定される最大の浸水の深さ

5m以上	2階の屋根以上が浸水
3~5m未滿	2階の屋根まで浸水
0.5~3m未滿	2階の床下まで浸水
0.5m未滿	1階の床下まで浸水

**立退き避難が必要な区域**  
 (建物の倒壊が想定される区域)

堤防が削られて...  
 全ての建物の倒壊が想定される区域

水の流れによって...  
 木造の建物の倒壊が想定される区域

**土砂災害**

- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域

### 4 命を守ること

- ・ 阪神淡路大震災の死亡原因
  - 窒息・圧死 (83.3%) 焼死 (12.8%)
  - その他 (3.9%) ※平成7年 兵庫県監察医
- ・ カウンターを越えた防災行政を
- ・ 自主防災組織への支援強化

京都市自主防災組織推進要綱  
 第2条 省略

(1)省略

(2)消防署は、他の推進機関と連絡協調して、区内の自主防災組織の設置及び育成指導に関する推進計画を策定し、これを実施するものとする。

(3)区役所は、消防署と協同して自主防災組織の育成指導に当たるものとする。

京都市地域防災計画「資料編」2019年1月28日

